

令和3年勝浦町マラソン議会（4月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和3年4月20日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 4月20日 午前9時31分 議長 美馬友子

散会 4月20日 午前11時21分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番 瀬戸直一 9番 国清一治

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	税務課長	藤井小百合
福祉課長	木村美枝	建設課長	海川好史

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 和解及び損害賠償の額の決定について

日程第8 議案第5号 令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について

日程第9 報告第1号 専決処分ゝ報告について
勝浦町税賦課徴収条例等ゝ一部を改正する条例について

日程第10 報告第2号 専決処分ゝ報告について
勝浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

日程第11 報告第3号 専決処分ゝ報告について
勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第12 報告第4号 専決処分ゝ報告について
勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第13 議員派遣について

1 本日ゝ会議に付した事件

日程第1から日程第13まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時31分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

気持ちのいい季節となってまいりましたが、なかなかコロナが収まってきません。心配しているところでございます。新年度がスタートされました。安全で健康に働けるように自分の体を管理するっていう習慣をつけていただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和3年勝浦町マラソン議会4月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

3月26日、小松島市で開催された小松島市外三町村衛生組合第1回定例会に瀬戸議員、国清議員と私が出席いたしました。

3月31日、勝浦町で開催された勝浦町婦人会総会に私が出席いたしました。

4月19日、徳島市で開催された徳島県町村議会女性議員連盟研修会に私が出席いたしました。

監査委員から例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付のとおり提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長、山田副町長、市川教育長、春木政策監、中瀬総務防災課長ほか関係各課長でございます。

本日、春木政策監が初めて出席をされておりますので、ご挨拶をいただければと思います。

春木政策監、よろしく申し上げます。

○政策監（春木達也君） おはようございます。

4月1日付で政策監を拝命いたしました春木でございます。野上町長をはじめ、役場の職員、それから議会の議員の皆様と一緒に精いっぱい勝浦町の発展のために頑張りたいと思っております。至らぬ点もあろうかと思いますが、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） ありがとうございました。

政策監は、勝浦町総合計画等各種計画や移住、観光交流施策、県営事業に関する業務などを担当されると伺っております。これまでの業務の経験、実績を生かされ、県との連携や職員の指導を通して勝浦町の発展に寄与されますことを大いに期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和3年勝浦町マラソン議会4月会議における会議録署名議員は、3番瀬戸議員、9番国清議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

部議会運営委員長。

○議会運営委員長（部 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

4月13日に議会運営委員会を開催し、4月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしましたので、ご協力お願いいたします。

なお、この4月会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行うことと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第5

号，令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，そのように決定いたします。

これより第一読会を開きます。

町長から議案第1号から議案第5号まで一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

勝浦町マラソン議会4月会議の開催に当たりまして，一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては，何かとご多用のところ4月会議のご出席を賜り深く感謝いたしますとともに，今後とも町政運営にご指導をよろしくお願ひします。

4月16日には，勝浦町でも東京2020オリンピックの聖火リレーが開催されました。先日，競泳でオリンピック選手として選出された池江璃花子さんが見事に復活するなど，ひたむきに一つのことに取り組む若者の姿には心打たれるものがあります。また，ゴルフのグランドスラムの一つと言われているマスターズトーナメントで優勝した松山英樹さんは，ゴルフを志すこれからの人のお手本となるべく今後も頑張りたいとコメントいたしておりました。コロナの感染拡大がなかなか収まらない状況ではありますが，令和3年新年度を迎えて，将来勝浦町を担うこれからの人のためにも，より一層町政の発展に取り組む決意を新たにしているところでございます。今後ともご理解，ご協力をお願い申し上げます。

それでは，本会議に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号は，特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

昨年度におきまして，かんきつテラス徳島及び農村婦人の家に係る一連の事務手続の不備，また日本型直接支払制度及び次世代人材投資資金交付金に係る支払い経費等によりまして，住民の皆様，関係者の皆様に混乱させ，行政に対する信頼を損なったことに対しまして，改めて深くおわび申し上げます。

本改正条例につきましては，この事態に係る特別職としての監督責任を重く受け止め，私と副町長の給料を減額するものでございます。今後は，住民の皆様の信頼回復

と再発防止に向け、職員一同取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第2号は、執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、勝浦町予防接種健康被害調査委員会を設置するに当たり、当該委員会が町の附属機関に該当するため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を継続することについて、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

昨年12月に発生しました立川地区における事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号は、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億5,830万円とするものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただきご決議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第1号及び議案第5号について、中瀬総務防災課長から詳細説明を求めます。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第1号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す

る条例の一部を改正する条例であります。

改正理由といたしましては、かんきつテラス徳島及び婦人の家に係る一連の事務手続の不備、日本型直接支払制度及び次世代人材投資資金交付金に係る事務手続遅延等における特別職としての管理監督責任によるものでございます。町長及び副町長の給料月額につきまして、令和3年5月から10月までの6か月分、町長につきましては10%、副町長は5%に当たる額をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、議案第5号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算補正、第1表でございます。

歳入、20款諸収入、3項雑入530万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、2項企画費、補正額530万円でございます。

それぞれ歳入歳出補正後の額といたしまして、45億5,830万円でございます。

補正の内容といたしましては、コミュニティー補助金でございます。こちらのほう、コミュニティー助成事業助成金の交付決定通知に伴い、星谷、生名、棚野区に追加いたしまして、石原区、掛谷区、今山地区、6地区が助成決定されたため、補助金を追加補正するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第2号及び議案第3号について、木村福祉課長から詳細説明を求めます。

木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） おはようございます。

それでは、議案第2号、執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について、参考資料より説明をさせていただきます。

1、改正理由でございます。勝浦町予防接種健康被害調査委員会を設置するに当たり、当該委員会が附属機関に該当すると判断されるためでございます。

2、新旧対照表をご覧ください。

別表第2条関係、附属機関の属する執行機関として、上から4つ目でございます。

勝浦町予防接種健康被害調査委員会、担任事項に「予防接種の事故及び健康被害に

関する重要事項の調査審議に関すること」を追加するものでございます。

次に、議案第3号、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

参考資料より説明をさせていただきます。

1、改正理由としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に関し、令和3年度までの介護保険料を減免の対象とし、申請時期を令和4年3月31日まで延長するものでございます。

2、新旧対照表でございますが、下線部分は所要の改正を行うもので、より明確に示されたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第4号について、海川建設課長から詳細説明を求めます。

海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 議案第4号、和解及び損害賠償の額の決定について詳細説明をいたします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

和解及び損害賠償の相手方は、栄光電気工事株式会社でございます。

事故の概要は、令和2年12月9日、町道棚野岩船線内における勝浦町大字棚野字口立川20番2地先に相手方車両が走行中、路面陥没が発生し、路面陥没部分に相手方車両の右側後輪が落ち込み、車両に損害が発生したものでございます。

和解の内容は、上記2の事故で損害を被った相手方に対し、下記4の額、271万7,770円の損害を賠償する。なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、勝浦町と相手方との間には一切の債務関係がないことを栄光電気株式会社と確認をいたしております。

損害額の内訳でございますけれども、1番、クレーン車が現地に入るための道路の補強費用として、仮設作業費といたしまして124万1,240円、これは路体調査、空洞部への砕石投入、進入路の補強等が該当いたしております。それから、2として、クレーンつり下げ作業費として16万5,000円、3、12月11日から1月20日までの間の代車

リース代として87万1,530円、4、車両の修理費用として44万円、合計271万7,770円  
といった内訳でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。第一読会でございます。

国清議員。

○9番（国清一治君） 小休願います。

○議長（美馬友子君） 小休させていただきます。

午前9時52分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（美馬友子君） 再開いたします。

議案第1号について詳細な質疑を求められたという意見もあって、この第1号についてただいまから熟済会議を開いて、その後に議会を続けていきたいと思いますが、どのように皆さんお考えで。異議ないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、ただいまから小休します。

午前9時57分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続いて、議案第1号について、第一読会でございます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第2号について質疑はございませんか。執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございます。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） この調査委員会っていうのは、国でこういう委員会をつくりなさいっていうような規定があるんでしょうか。それと、2番目がどういうメンバーで構成されるんでしょうか。2点お願いします。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） この執行機関ですが、国のほうに決められたものというか、国のほうに上げていく、本人、家族から請求があった場合にこのような委員会を立ち上げて、そこでの結果を国のほうに報告を上げていかなければならないということになっております。

その構成メンバーでございますが、委員会名簿としまして、小松島の医師会の会長、それから保健所長であったり、それから徳島保健所疾病対策担当の課長、そして勝浦町副町長、そして担当課長、それから徳島大学病院非常勤の方の3名、そのような構成となっております。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 他の市町村はどういうふうにこういう委員会を立ち上げるんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 座ってでいいんですか。

○議長（美馬友子君） はい。

○福祉課長（木村美枝君） すみません、そこら辺の情報は私のほうは持っておりませんので、確認しておきます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第3号について質疑はありませんか。勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 介護保険の減免の期間を延長するという事なんですけど、これで介護保険料を書いた介護保険の特別会計への影響はあるんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今回1年間延びたものに関しての介護保険料の減免の財源としましては、特別調整交付金による財政支援を行う予定でございますが、その減免の額に応じてパーセントが変わってくるというものでございます。全額の特別交付税からの措置ではございません。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかに。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、続いて議案第4号について質疑はございませんか。和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 全ての金額が決まったということですが、この金額というのは全て保険対応でいけたんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 町村会の総合賠償保険で全て対応できるというふうなことを確認したと思います。

以上です。

○議長（美馬友子君） いいですか。

ほかに。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 明細書を見ますと、1、2、3、4とあるんですけど、1番、2番、仮設作業費とクレーンつり上げ作業費っていうのは町のほうで出した部分で、被害者のほうには3、4が基本的には賠償されるという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 1番、2番、3番、4番ですけれども、まずは現地において車両の救出に係る経費ということでご理解をいただけたらと考えております。1番、2番が救出に係る経費と、3番、4番については車両がないために代替えの車両を用意した経費と修理費用ということで、1番、2番については車両を救出するために町と保険会社と相手方、栄光電気さんが協議を行って、救出方法を検討したということで、町が関わって救出方法も一緒に考えたということには変わりはないんですけども、あくまで車両を救出するための経費というような認識でご理解をいただきたいと思っております。そういうことで、賠償額というふうな認識でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 具体的に金額をこれから決めるんだろうと思うんですけど。

○議長（美馬友子君） もう決まっとんや、これ。決定なっとんで、町の持ち出しはないんだろという確認。

○建設課長（海川好史君） 町の持ち出しはございません。あくまで事故車両というものを救出、復旧、損害を被った額の総額が1から4の合計271万7,770円ということでご理解をいただけたらということでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、続いて議案第5号について質疑ありませんか。補正予算でございます。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 今回6件決まったということなんで、それぞれの地区の名前が出ておりますけれども、内容がどんなんだったかを簡単に説明願えたらと思うんですが。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まず、星谷でございますが、テーブル等備品の整備ということでございます。それから、生名区でございますが、座椅子ほか、こちらのほうも備品の整備でございます。それから、棚野、石原、掛谷につきましても、テーブル等備品の整備、座椅子等の備品の整備というふうに申請書類のほうではなっております。それから、今山区のほうでございますが、パソコン等の備品の整備というふうな申請内容となっております。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 金額はどう。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 金額につきましては、星谷、棚野が250万円、こちらのほうが上限いっぱいでございます。それから、石原、今山区につきましては210万円、それから生名区につきましては160万円、それから掛谷区につきましては

110万円となっております。

○議長（美馬友子君） 仙才議員，いける。

ほかに質疑はございませんか。

籾議員。

○8番（籾 公一君） ちょっと関連で。今回6件も採用していただいて非常にありがたいですが、今まで申請済みであと残つとるっていうのは何件かあるんですか。あるんだったら件数をちょっと。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今年度において申請した件数は6件でございましたので、今のところは全部申請した数では採択になっているということでございます。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号から議案第5号までを第二読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。本件は第二読会に付することに決定いたします。

議案第1号から議案第5号までを一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

節議員。

○8番（節 公一君） 議案第1号について質疑を行います。

町長、副町長は、今回報酬カットという非常に大きく、また重い決意をされたと思  
います。少し前置きになりますけれども、私は議員に立候補する際、民間企業に勤め  
ていた視点で、役場にスピーディーな業務執行を求めていくということを言ってきま  
した。今なお役場の事務遅れで住民に迷惑がかかっているということは、私も議員と  
しての責任が果たせていないということで、大いに反省しているところであります。  
ゆえに、今回の町長の姿勢がぜひ職員の意識改革につながり、改善されなければいけ  
ないと思っています。今後、職員に対してどのように指導していくのか、副町長、町  
長、それぞれにその考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） まず、前もって議員さんのご指摘にお答えをする前に、今  
回何年か事務執行の遅れについての件につきまして、一回おわびをしておきたいと思  
います。申し訳ございません。

それで、今後の職員に対していかに指導していくかというふうな大きな部分であろ  
うかと思えます。まず、指導につきまして、全体的な職員に対してやるべきもの、そ  
れと各個々人をよく見て、それぞれに対応するべきもの、そういうふうなものが出て  
こようかと思えます。

全体に対するものにつきましては、研修等におきましてそれぞれの資質、それから  
公務員としての意識をしっかりと高めていくというような研修が必要であろうかと思  
います。それと、あともう一つ、個々人の原因に係るもの、例えば能力、例えば体調管  
理等によって仕事に支障が出ているもの、そういうふうなものもあろうかと思いま  
す。そこらにつきましては、まず能力によるものにつきましては、幾ら公務員といえ  
ども分限能力がどうしても足りないというふうなものになる場合につきましては、分  
限における処分等も含めた上の対応が必要であろうかと思っております。最悪の場合  
はそういうふうなことがあるかと思えますけれども、もう一つ、個々人の指導という  
部分で見ますと、各課長がそれぞれの職員の仕事ぶり、それと体調、それと能力、そ  
こらをしっかりと見た上で、課長補佐と共に職員の指導をしっかりとしていく、ある

いは仕事のサポートをしていくというふうな体制をしっかりと取っていくようにしていきたいというふうに考えております。

今回の事務の遅れ等につきましては、やはり課としてしっかりとした職員を見ること、それとその後のサポートが足らなかった部分があるかと思っております。そういうふうな部分を課でカバーしていけるような体制をしっかりとつくれるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今副町長のほうから十分な報告があったかと思うんですが、副町長を先頭に、各課の課長がそれぞれの職員を十分に観察する、見るっていうようなところをこれから十分にやっていかなければならない状況かなというふうに思います。私としまして、令和2年度で行った職員個人個人と対話する時間というのを今後十分取っていくとともに、今副町長からあったように各関係課からそういった問題が発生していないかというような情報収集等にも十分に気をつけて、対話する際にはそういったことを踏まえた上で当たっていきたいというふうに考えております。

今回、自分の処分を含めて職員に対しての厳重注意というような処分にさせていただきましたが、その前に分限というようなことも考えて対応し始めたところもでございます。こういったことが今後必要になってくるというような認識は持っておりますし、職員にもそういった意識で業務に当たってもらいたいということは、事あるごとに私の気持ちとして伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 笹議員。

○8番（笹 公一君） 今町長、副町長から考えを聞かせていただきましたが、今後は厳しい対応も辞さないという強い決意であったと思います。これを機にぜひ改善をしていただいて、よい役場になっていただけたらと思いますが、私も一議員としてまた議会からもいろんなチェック、提言をさせていただきたいと、それで協力していきたいというように思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号について質疑はありませんか。

仙才議員。第二読会です。

○4番（仙才 守君） 執行機関の附属機関に関する条例ということで、一つ健康被害調査委員会というのを新たにつくったということでございます。予防接種による事故、これに対する対応が主眼の委員会だろうと思うんですが、第一読会で伺いました委員のメンバーを見ますと、住民側の委員がいなかったように思うんですけども、このメンバーっていうのは、どっかよそから来た人ばかりで構成されるんでしょうか。単純にちょっと欲しいなと思ったんですが。

考え込んだようなので、もう一つついでにいいですか。

○議長（美馬友子君） はい。

○4番（仙才 守君） 副反応が出たときの対応っていうのは具体的にどうなるのか、この委員会はどこまでの権限を持つとんか、誰かちょっと聞いたかと思うんですが、これははっきりさせてくれんと、やっぱりそこが一番不安を持つとる点だと思うんで、その辺明確にお願いしたいんですが。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今回のこの健康被害救済の委員会なんですが、家族及びまた本人さんからの請求があった場合にこの委員会を開くというものでございます。そこで開かれたことを、今手元にはないんですが、そこに出してくる資料というのが莫大な資料になっております。専門的な資料を基に、専門的な知識を持った方がその委員会で健康被害、その予防接種と起きたアレルギーに関しての調査というのを行われるというところです。それは、新生児などの予防接種全てに係ることなんですが、その委員会が開かれたものが都道府県のほうに上がっていきまして、そこから厚労省のほうに上がっていきます。そして、国の機関である障害認定委員会のほうで審査をするという流れになっております。それで大丈夫でしょうか。

○議長（美馬友子君） 小休させてください。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） この協議会の委員でございますが、予防接種審査委員会のところで専門職の者をもって構成するというふうに決められているというところでございます。その費用の、そういうふうな請求があった場合に認定するに当たって、そういった専門の方の見解というところで、そういうふうな委員の構成になっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員，いけます。あかん。

○4番（仙才 守君） 専門職で構成される委員会ということになってるとのこと。そこは何を、権限としてはどういう。何か訴えがあったのを取り扱うわけでしょ。それは、例えば予防接種による健康被害でないかというような疑いを持ったときに、町民が、さっきの説明があった、町に対して訴えてきたら、町からこの委員会に対して調査をしてくれというふうに言うわけですか。この流れになるんで。大丈夫か。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 本人または家族からその救済措置の給付の請求があった場合にこの委員会を立ち上げるということになっております。

以上です。

今回の予防接種によって被害を被った、そのときの処置、病院にかかる費用など、その後の後遺症などによる給付、そういうふうな請求があった場合に、その因果関係を調べるのにこの協議会をまずは立ち上げて調査をしていくというものでございます。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、質疑なしと認めます。

続いて、議案第3号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号から議案第5号までを第三読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することと決定いたします。

議案第1号から議案第5号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第5号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算(第1号)についてまでは原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第9、報告第1号、専決処分の報告について（勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について）から日程第12、報告第4号、専決処分の報告について（勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）までを一括して議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から報告第1号から報告第4号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 報告第1号から報告第4号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴う条例の整理、報告第2号、勝浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度税制改正大綱に基づく条例の整理、報告第3号、勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び報告第4号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係法令の一部改正に伴う条例の整理を行うものでございます。

以上、4件の条例改正に係る専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終わりました。

続いて、報告第1号から報告第4号までを藤井税務課長から詳細説明を求めます。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 報告第1号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令規則の一部を改正する省令、地方税法施行規

則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布施行されたことに伴い、関係規定について所要の整理を行うものでございます。法律改正に合わせての改正と条項ずれによる改正でございまして、勝浦町独自の改正部分はございません。

次に、報告第2号、勝浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正理由についてでございますが、令和3年度税制改正大綱において、地方税関係書類についての押印義務の見直しが示されたためでございます。押印等の見直しによる改正及び条項のずれによる改正でございます。

報告第3号、勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、関係規定についての整理を行うものでございます。新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす形に改正されたためでございます。

報告第4号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を支援するため、国民健康保険税の減免について所要の改正を行うもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴う所要の改正を行うものでございます。令和3年度までの国民健康保険税を減免の対象とし、申請期限を令和4年3月31日まで延長するものと、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす形に改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

報告4件について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、以上で4件の報告は終了いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で4月会議の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前11時21分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員